

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について

(諮問第3196号)

<目 次>

1	諮問書		1
2	概 要		2
3	改正案		3

(公印・契印省略)

諮問第3196号

令和7年4月23日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定による第一種交付金の額の算定方法に係る省令委任事項を定めるため、別紙のとおり基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第53号）の一部を改正することとしたい。

ついては、法第169条第4号の規定に基づき諮問する。

令和6年度の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法 省令改正（案）概要

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第53号)の一部を改正する省令案 概要

1. 改正の背景

- ✓ 令和6年度の電話のユニバーサルサービス交付金の算定に当たってのLRICモデルの適用方法については、これまで、次の2つの答申においてそれぞれ提言がなされている。
 - ・「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」(令和4年9月20日情報通信審議会答申。以下「令和4年答申」という。)では、IP網への移行期間中(令和4年4月1日から令和6年12月31日まで)について提言
 - ・「令和6年度第4四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」(令和7年4月2日情報通信審議会答申。以下「令和7年答申」という。)では、IP網への移行後である令和7年1月1日から同年3月31日までについて提言
- ➡ 2つの答申を踏まえ、必要な省令改正を行い、令和6年度の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法を規定。

2. 2つの答申の要旨（関連部分抜粋）

- 令和4年答申 (参考) 本答申に基づき、令和4年度及び令和5年度の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法は既に省令に規定済み
令和4年4月1日から令和6年12月31日までの交付金は、接続料算定と整合をとるため、第8次PSTNモデルと第9次IPモデルによる加重平均値をとり算定することとし、加重平均比率は、接続料算定時と同一の比率を適用することが適当。
- 令和7年答申
令和7年1月1日から同年3月31日までの交付金は、令和7年1月までにIP網への移行が完了したことから、第8次PSTNモデルを用いずに第9次IPモデルのみで算定することが適当。

3. 必要な省令改正の案（概要）

- ✓ 令和6年度の電話のユニバーサルサービス交付金は、次の加重平均比率を用いて算定することとする
第8次PSTNモデル 令和6年4月1日から12月31日まで: 接続料算定時と同一の比率(0.23) 令和7年1月1日から3月31日まで: 0
(参考) $1 - \text{令和六年度比率} = \text{約}0.1733$
第9次IPモデル 令和6年4月1日から12月31日まで: 接続料算定時と同一の比率(0.77) 令和7年1月1日から3月31日まで: 1
(参考) $4月1日から12月31日までの日数275日 / \text{令和六年度の日数}365日 \times 0.77 + 1月1日から3月31日までの日数90日 / \text{令和六年度の日数}365日 \times 1 = \text{約}0.8267 (\text{令和六年度比率})$

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百九条第一項の規定に基づき、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		附則 (補填対象額の算定等の特例)
第五條第一項	〔略〕	第二条 令和四年度、令和五年度及び令和六年度の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額を算定する場合には、この省令による改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「新規則」という。）第十五条第三項及び第四項、第十六条、第十七条並びに第十八条の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
	次に掲げる額を合算して得た額	
〔略〕		第一号に掲げる額に一から第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルＩＰ電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額（令和六年度の第一種交付金の額の算定に当たっては、同号に掲げる額に一から令和六年度比率（令和六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間に係る比率を当該特定比率とし、令和七年一月一日から同年三月三十一日までの期間に係る比率を一として、これらの比率をこれらの期間ごとの日数により加重平均して得た比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額とする。）に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額（令和六年度の第一種交付金の額の算定に当たっては、同号に掲げる額に令和六年度比率を乗じることにより算定した額とする。）を加えることにより算定した額とする。）を加えること
改正前		附則 (補填対象額の算定等の特例)
第五條第一項	〔同上〕	第二条 令和四年度及び令和五年度の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額を算定する場合には、この省令による改正後の第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「新規則」という。）第十五条第三項及び第四項、第十六条、第十七条並びに第十八条の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
	次に掲げる額を合算して得た額	
〔同上〕		第一号に掲げる額に一から第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルＩＰ電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]		[略]	[略]	とにより算定した額
	[略]				
	[略]		[略]	[略]	
	[略]				
	[同上]		[同上]	[同上]	
	[同上]				
	[同上]		[同上]	[同上]	
	[同上]				

附 則

この省令は、公布の日から施行する。